

福岡県公報

平成28年9月13日
第3826号

目次

告示 (第690号 - 第694号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (社会活動推進課) 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 2
- 平成28年度福岡県文化賞被表彰者 (文化振興課) 3

告示

福岡県告示第690号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年9月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
----------	-----	---------

南筑後	大牟田川副線	柳川市間114番1先から 柳川市間115番1先まで
-----	--------	------------------------------

福岡県告示第691号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年9月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	新田西蒲池線	柳川市間116番1先から 柳川市間118番1先まで

福岡県告示第692号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年9月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	鐘ヶ江酒見間線	柳川市間134番2先から 柳川市間125番3先まで

福岡県告示第693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年9月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米南筑後	大川線 大木	大川市大字下林508番1先から 久留米市城島町江上1412番3先まで

福岡県告示第694号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	久留米 基山線 筑紫野	前	筑紫野市むさしヶ丘一丁目1246番26先から 筑紫野市むさしヶ丘二丁目1234番64先まで	24.6 ～ 78.0	71.0
			後	筑紫野市むさしヶ丘一丁目1246番26先から 筑紫野市むさしヶ丘二丁目1234番64先まで	29.4 ～ 78.0	

公 告

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年9月13日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成28年8月19日
- 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人産
- (2) 代表者の氏名
永田 達道

- (3) 主たる事務所の所在地
糟屋郡宇美町貴船一丁目4番8号

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、環境の保全と人間の健康に対し高い問題意識を有する会員相互の協力のもとに、無農薬栽培を主とする環境保全型農業を広く一般に啓発すると共に生産及び販売を促進し、もって環境の保全、保健の増進及び社会教育の推進などの公益の増進に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年9月13日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成28年8月16日
- 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(旧) 特定非営利活動法人車椅子レクダンス普及会

(新) 特定非営利活動法人日本車椅子レクダンス協会

(2) 代表者の氏名

黒木 実馬

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市梅満町1190-1 光風ハイツ103号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、車椅子使用者がレクダンス等を踊れるよう、車椅子レクダンス等の技能を普及する事、そして車椅子レクダンス等を生かした各種ボランティア活動を通じて地域社会福祉活動に貢献する事を目的とする。

公告

福岡県文化賞表彰規程（平成5年8月福岡県告示第1254号の2）第4条の規定に基づき、平成28年度福岡県文化賞被表彰者を次のとおり決定したので、同告示第5条第2項の規定により公表する。

平成28年9月13日

福岡県知事 小川 洋

部 門	被 表 彰 者
創 造 部 門	美術家 田部 光子
社 会 部 門	福岡県立図書館音訳の会
奨 励 部 門	博多人形師 溝口 堂央